

資源管理計画の取組の推進について

資源管理指針・資源管理計画の評価・検証について

- 資源管理指針・資源管理計画の仕組みについては、資源管理計画を確実に実施する場合に資源管理・収入安定対策によって減収の補填を行うことにより、資源管理を推進することとなっているが、平成23年度から開始され3年が経過したところ、その効果について、次のような観点から評価・検証をすべきではないか。
 - 資源管理計画に基づく資源管理措置が実施されたことにより、実施されなかった場合と比較して、資源の維持・回復の効果があつたのか、評価・検証が必要なのではないか。
 - 資源の維持・回復の効果が見られないと評価・検証された場合には、資源管理措置の見直しが必要なのではないか。
また、どのような見直しが必要なのか検討すべきではないか。
 - 以上の評価・検証については、資源管理計画策定主体である漁業者団体等が自ら行い、国又は都道府県はこれを確認すべきではないか。
また、今後のあり方を検討するため、都道府県はこれを取りまとめ国へ報告すべきではないか。(平成26年度内目処)

資源管理の取組事例 “マサバ”

- 平成15年に太平洋のマサバ資源を対象に資源回復計画を作成し、大中型まき網漁業が減船や休漁等の取組を実施し、小型のマサバを保護。
- 平成24年には産卵親魚量が約47万トンとなり資源が回復。
- 平成24年からは資源管理・収入安定対策を活用して幅広い漁業種類に資源管理の取組が拡大。

<取組の概要>

- 漁業許可制度の下で隻数を管理し、資源状況を反映したTAC設定を行う公的管理を実施。
- 平成15年から資源回復計画に基づく自主的管理を実施

実施者：大臣許可の大中型まき網漁業(68ヶ統)

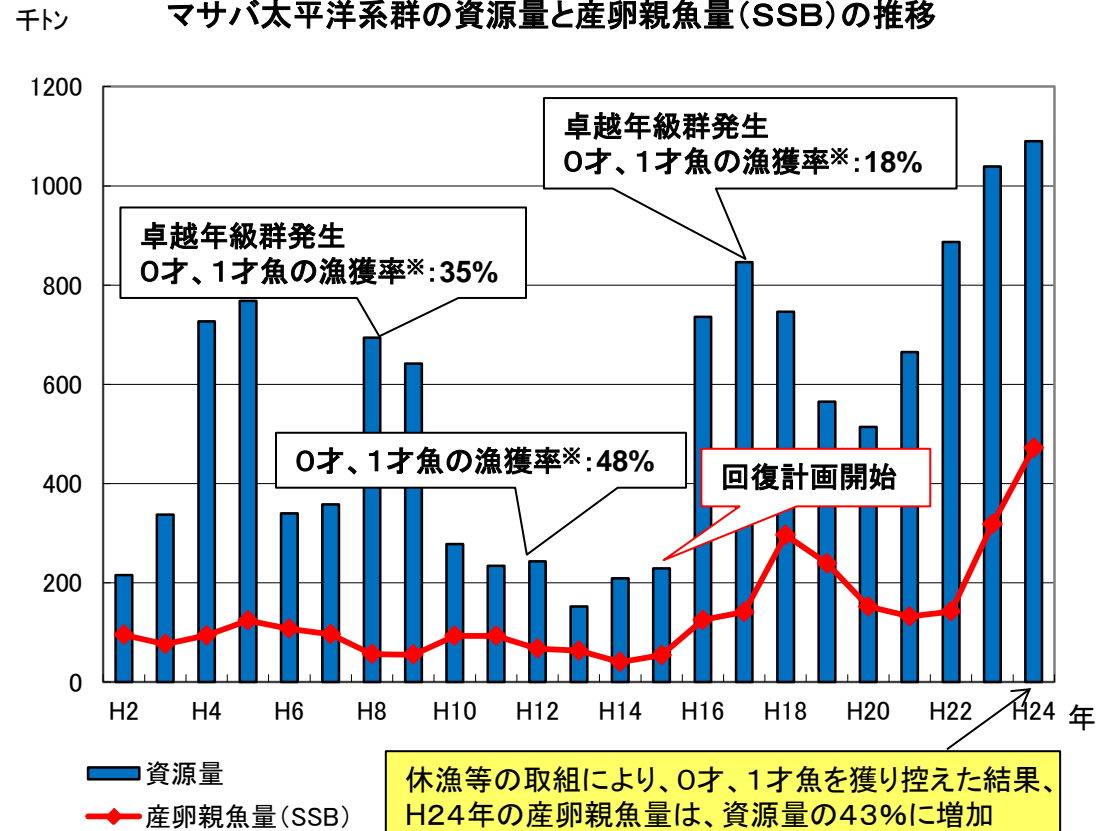
管理措置：減船、休漁、個別割当、操業時間制限

- 平成24年からは資源管理・収入安定対策を活用し千葉県や静岡県知事許可まき網漁業等の幅広い漁業種類に休漁などの取組が拡大

卓越年級群※の保護

- 産卵親魚量の回復
(平成15年 5.4万トン → 平成24年 47万トン)
- 資源水準の回復
(昭和61年～平成23年 低位 → 平成24年 中位)

マサバ太平洋系群の資源量と産卵親魚量(SSB)の推移



資料：H24年度資源評価結果資料(水産庁・(独)水産総合研究センター)を引用

※0才、1才魚の漁獲率：0才、1才の漁獲量が当該年齢の資源量に占める比率(尾数比)

資源管理の取組事例 “イカナゴ”

- 平成18年に伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画を作成し、漁業者と研究者が一体となって解禁日・終漁日の設定、保護区の設定等の取組を実施。
- 終漁時の資源尾数を20億尾以上取り残し産卵親魚尾数を確保することにより漁業生産が安定。
- 漁業者、研究機関、行政が相互に協力し、資源管理の取組を継続。
- 漁獲変動が激しい魚種のため、安心して資源管理に取り組むため、漁業者全員が収入安定対策に加入。

<取組の概要>

- 漁業許可制度の下で隻数管理等を行う公的管理を実施。
- 平成18年から資源回復計画に基づく自主的管理を実施
実施者：愛知県及び三重県知事許可の船びき網漁業(687隻)
管理措置：
 - ・ 試験研究機関による稚魚の分布調査、漁業者による試験操業の結果を踏まえた解禁日の設定。
 - ・ 漁業者と試験研究機関が連携して行う漁獲状況のモニター結果に基づく終漁日の決定。
- 平成24年からは資源管理・収入安定対策を活用し同取組を継続

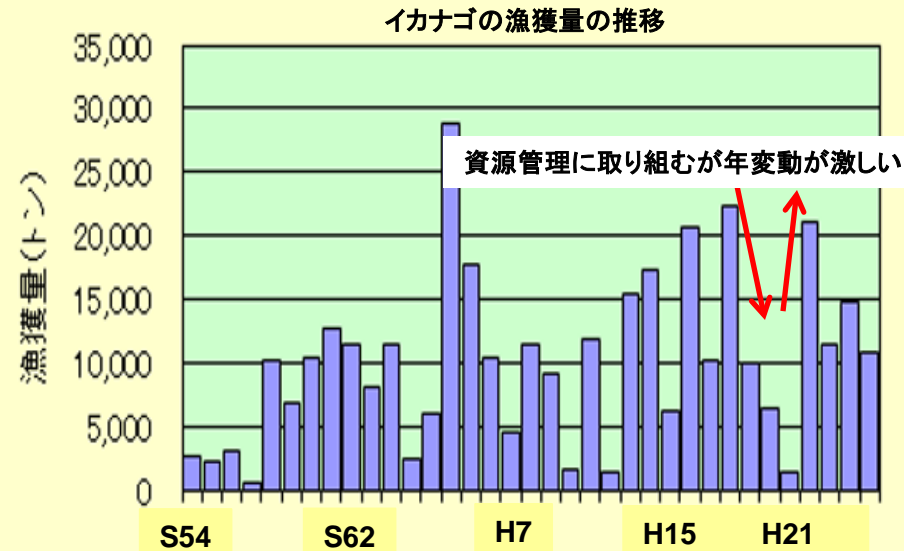


- 加入資源が極めて少ない年(平成21年、44億尾)において、4日間で操業を終え、産卵親魚21億尾を確保し、翌年の資源確保に貢献(平成22年、504億尾)。

- マリン・エコラベル・ジャパン※の生産段階認証を取得



※漁業の持続性(資源管理と生態系への影響の配慮)を認証するラベル



S54～H22年は農林統計確定値、H23は農林統計暫定値、H24は県データ

試験研究機関による稚魚等の分布調査

漁業者と研究者による解禁日決定等の協議



経済的価値がある体長3.5cmとなる時期を判定



資源管理の取組事例 “エッチュウバイ”

- 平成21年に個人毎の漁獲量 (IQ) と航海数を制限した資源管理協定を関係漁業者間で締結。
- 航海数の抑制により燃油費などのコスト削減も図り、一定の漁獲を維持しながら、漁業経営を安定化。
- 経営面に不安がある中で安心して資源管理に取り組むため、全漁業者が収入安定対策に加入。

<取組の概要>

○ 資源管理計画の概要

実施者：島根県隠岐地区のバイかご
漁業 (4隻)

試験研究機関が資源調査を実施し、
行政、試験研究機関、漁業者が協議
して経営体毎の年間漁獲量を設定

専業船 180トン

兼業船 135トン

航海数の制限

2週間で5航海まで

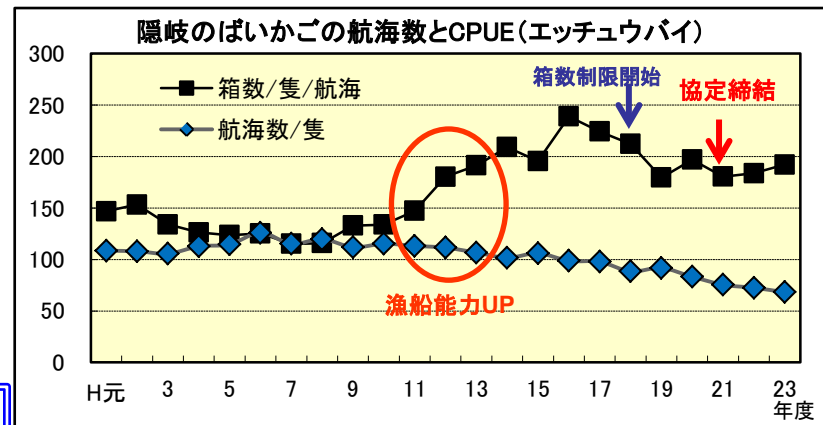
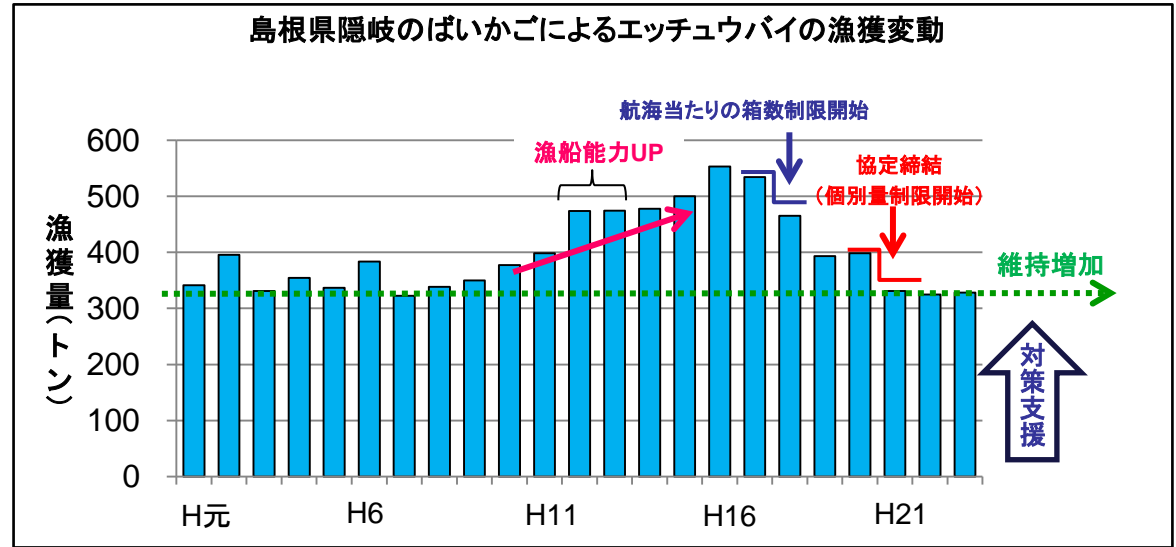
試行的取組

使用網目の拡大

航海数当たりの箱数制限

小型貝保護

平成23年度から資源管理・収入安定対策を活用



使用漁具

- 漁獲量の維持 (350トン前後)
- 航海数の減少 (燃油費等コスト削減)

資料：(独)水産総合研究センター中央水産研究所、(株)水土舎
平成24年水産庁補助事業 資源管理・収入安定対策を活用した資源管理の推進
～優良・先進事例の紹介～ (H25.3)を基に水産庁で作成